

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
9 月 12 日
(火曜日)

目 次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 指定施業要件の変更予定保安林 (長門市) (森林整備課) 二
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 三
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 三
- 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四
- 建築士の免許の取消し (建築指導課) 四



山口県告示第三百二十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年九月十二日から同年十月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣 政

- 氏名又は名称 宇部興産株式会社
- 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 工場又は事業場の名称及び所在地 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
- 名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
- 所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 隔間 の長さ
四七ー八	〇・七	平成二九、 一、一、六	平成二九、 一、二、一五	平成三〇、 一、一、一五	断 続 二 四時間 変動なし

備考 「四七ー八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字東蓼原八八二の一	四・〇	四三・五	平成二九、 八、二九



(二五六) 大規模小売店舗立地法第五條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年九月十二日から平成三十年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ダイレックス川下店

所在地 岩国市中津町一丁目一四一八の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号 原田 健

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇 貞方 宏司

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年四月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三四八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五〇台

(二) 駐輪場の収容台数

一九台

(三) 荷さばき施設の面積

六〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二三立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

ダイレックス株式会社 午前九時 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十九年八月二十八日

(二五七) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・二百七汐見通線

周南都市計画道路三・五・二百十三新川通線

周南都市計画道路三・五・二百十四港線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五八) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十九年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	田村 勝明	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	第七〇五六号	免許取消年月日	平成二九、九、四	免許の取消しの理由	死亡
----	-------	--------------------	------	--------	---------	----------	-----------	----